

第7回教育委員会（定）

開会日時 令和2年 3月 10日（火） 午前 10時00分
閉会日時 午後 0時19分
開会場所 教育委員会室

出席者

教育長 中川 修一
委員 高野 佐紀子
委員 松澤 智昭
委員 長沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤田 浩二郎	地域教育力担当部長	松田 玲子
教育総務課長	木曾 博	学務課長	星野 邦彦
生涯学習課長	水野 博史	地域教育力推進課長	諸橋 達昭
指導室長	門野 吉保	教育支援センター所長	平沢 安正
新しい学校づくり課長	渡辺 五樹	学校配置調整担当課長	大森 恒二
中央図書館長	大橋 薫		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、青木委員からはご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議事についてのご意見等をお預かりしておりますので、議事進行の中で教育総務課長からご紹介いたします。

それでは、ただいまから、令和2年第7回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、大橋中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第7号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第二 議案第8号 東京都板橋区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

日程第三 議案第9号 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第7号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」について、から、日程第三 議案第9号「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程の一部を改正する訓令」について、まで、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 資料「板橋区教育委員会事務局処務規程等改正概要」をご覧ください。

議案第7号「東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令」、議案第8号「東京都板橋区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」、議案第9号「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程の一部を改正する訓令」につきまして、一括してご説明いたします。

提出日は、令和2年3月10日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

詳細につきましては、教育総務課長から説明させていただきます。

教育総務課長 資料の 2、改正理由でございます。

臨時職員制度、再雇用職員制度の廃止及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

3、改正概要でございます。

まず、(1) 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程に関しましては、第 1 条において、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員の任免に関する項を定めるものでございます。

続いて、第 2 条において、臨時職員制度の廃止に伴い、臨時職員の任免に関する項を削除するものでございます。

続いて、(2) 東京都板橋区立学校事案決定規程です。

こちら、「臨時職員、非常勤職員」の文言を「会計年度任用職員、特別職非常勤職員」に改正するものでございます。

続いて、(3) 障がい理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程。こちらについても、「臨時職員、非常勤」の文言を「会計年度任用職員、特別職非常勤職員」に改正し、「再雇用職員」の文言を削除するものでございます。

4、施行期日ですが、それぞれ、令達の日及び令和 2 年 4 月 1 日からなるものでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 議案第 7 号につきまして、新旧対象表の 1 ページの 3 の 3、人事関係の臨時職員の任免及び服務に関することについて、「臨時職員」という言葉がもうなくなるという解釈だったのですが、このまま残っているのは何か理由がありますか。

教育総務課長 第 1 条と第 2 条、いずれも別表 3 を改正するものでございます。

第 1 条については、会計年度任用職員の項目を追加しております。

こちらは施行月日が令達の日となっておりますので、今日、議決いただきましたら、施行いたします。

これは年度内に会計年度職員の任用に係る事務もありますし、まだ臨時職員の制度が残っているためです。

第 2 条については、この第 1 条の改正の部分そのまま改正前にもってきまして、改正後において、この臨時職員の項を除くものです。

こちらについては、令和 2 年 4 月 1 日施行になりますので、4 月以降は臨時職員の制度はなくなります。時系列の話になっております。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第7号から日程第三 議案第9号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第四 議案第10号 板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 続きまして、日程第四 議案第10号「板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第10号の資料をご覧ください。

議案第10号「板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の議案を提出いたします。

令和2年3月10日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6、令和2年4月1日より第47条の5になりますが、に基づく学校運営協議会を設置するためでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明申し上げます。

地域教育力推進課長 各主要な条について説明させていただきます。

まず、第1条ですが、この規則は、学校運営協議会に関して必要な事項を定めることを目的とするということで、板橋区コミュニティ・スクールのうち、委員会のことについて規定をしている事項ということになります。

第2条で正式名称である「学校運営協議会」を「コミュニティ・スクール委員会」と称するというように定めて、板橋区ではこの名称を使っていくということになります。

第3条は言葉の定義ということになります。

第4条でコミュニティ・スクール委員会、すなわちCS委員会の趣旨について規定をしております。

CS委員会は、学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び学校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民の学校運営への参画、保護者等による学校運営の支援、協力を促進することにより、学校と保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組

むこととするというものを趣旨としております。

また、第2項のところ、板橋区コミュニティ・スクール、この両輪として称しております地域学校協働本部、いわゆる学校支援地域本部なのですが、こちらとの関係性をこの第4条第2項で規定してありまして、密接な連携を図るものとするということで、両輪ということを定義づけております。

第5条は委員会の設置についてですが、学校ごとにCS委員会を置くということで、この条をもって、この規則が施行されますと、まずは各学校にCS委員会が単独で設置されるということになります。

第6条では、その規定にかかわらず、同一の学びのエリア内で全ての学校に係る1のCS委員会を置くことができる旨を定めております。

それから、ご説明しましたように、希望するときには、各CS委員会の委員の半数以上の出席の中の出席委員の過半数で決し、それが全CS委員会ですろった場合に限りまして、1つの委員会を複数の学校におけるという規定でございます。

また、設置の逆の解消についても、第6条第4項で規定しております。

解消できる場合は、複数校で1のCS委員会を設置されている、そのCS委員会から届け出があった場合と、教育委員会が学校ごとにCS委員会を置く必要があると認めた場合については解消できるというように規定しております。

第7条では、学校運営の基本的な方針の承認について記載しております。

校長は、学校運営の基本的な方針として、この各号に掲げる事項について、委員会の承認を得るものと定めさせていただいております。

第8条では、法第47条の5第7号の規定によりまして、教員の任用に関する意見の申し出ができます。

この意見を、第4条に定める趣旨及び第7条の規定により承認した、学校運営の基本的な方針の実現に資するための意見、その場合において申し出ができるというように、一定の制限をかけて意見の申し出ができる状態にしております。

第9条は、委員の委嘱に関する話でございます。

基本的には、こちらに掲げます第1号から第7号までの疑義のうち、校長より、対象学校の副校長は除きまして、委嘱または任命をすることによって定めさせていただきます。

また、委員の推薦につきましては、第2項のところですが、複数の学校で1のCS委員会を置く場合については、全ての校長の同意をもって推薦を行うという規定を置いております。

また、第9条の4項のところでは委員の数を規定しておりますが、校長先生を除く第2号から第5号まで、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員、学識経験者とその他教育委員が必要と認める者、こちらについての委員としては、10名以内で委嘱するという規定をさせていただいております。

ただし、複数の学校で1のCS委員会を置く場合については、この10名を15名以内ということで規定させていただいております。

また、最後の第6項では、委員は特別職の地方公務員の身分を有するというところを確認させていただいております。

第10条で、委員の任期につきましては、基本的には、委嘱の日から当該年度の末日までということと再任は妨げないということで規定させていただいております。

第11条では、守秘義務があることを規定させていただいております。

第12条では、委員の解任について定めております。

本人からの辞任の申し出があった場合と第11条の規定に反した場合、その他、解任に相当する事由が認められる場合については、委員を解任することができるものです。

第13条については、委員の報酬と費用弁償について規定しております。

第14条では、委員長等の規定でございます。

CS委員会には、今、委員長と副委員長を置くことといたします。

委員長につきましては、校長及び対象学校の副校長を除く委員の中から、委員の互選によりこれを定めることとしております。副委員長については、委員長が委員の中から指名することという形で規定させていただいております。

第15条で、会議の開催について、CS委員会は委員長が招集すること、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないということ、委員会の議事は出席委員の過半数で決するという事等を規定しております。

第16条で、会議は、原則、公開。理由がある場合に非公開とすることができるということ等を定めております。また、傍聴人に関する守るべき規定も第16条第3項のところ等で定めさせていただいております。

第17条では、情報提供を規定してありまして、十分な情報提供に努めることが定められています。

第18条は、必要な事項ということで、委員会は必要に応じて、部会等を設置して運営することができる旨を定めております。

そのほかの定めごとにつきましては、必要なことは教育委員会教育長に委任をしているものでございます。

最後に、付則でございます。

この規則は令和2年4月1日から施行いたします。ただし、様々な準備行為がありますので、その必要な準備行為については、この4月1日前から行うことができる旨もあわせて付則で定めております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 第3条、定義のところの(2)なのですが、地域住民というところで、対象学校の通学区域内に住所を有する者ということになっているのですが、ここの就学指定に関する規則のところ、例えば通学区域外から通っていて、そこでPTAや会長を務めていて、そのままお子さんが卒業した後に色々な委員として残ってくださっている方や、その後、転居した場合など、色々と制限が出てきてしまうのではないかというのが、これを読んだときに思いました。また、町会関係などでも、必ずしも1つの町会が1つの学区ではないので、町会長にお願いした場

合に、通学区域ではない場合なども想定されるので、ここで「通学区域内に居住する」という文言を入れてしまうと、齟齬が出てこないかという心配があります。

それから、第4条の3段目、「保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。））」と言ってしまうと、ここでも限定されてしまうのではないかと、言葉の定義の中で心配だと感じました。

また、質問なのですが、委員の委嘱等の第9条の（4）地域学校協働活動推進員というのは、具体的にどのような方を指しているのか教えてください。

それから、第9条の6、委員は特別職の地方公務員の身分を有するというところで、具体的に、この特別職の地方公務員の身分というのを、どのように説明していけば良いのかが分からなかったもので、以上の3点について教えてください。

地域教育力推進課長

まず、地域住民のところなのですが、通常、我々の言葉、会話では「地域」という言葉が出るのですが、このような法制執務上の中で言葉を使う場合に定義のない言葉を使いにくいということがあります。そうした意味で、まず、「地域」ということをしっかり定義付けなければいけないということがありました。

「地域住民」ということをこのような形で定義させていただいて、そのうえで、例えば委員について、厳密に申し上げると、おっしゃるようとおおり、例えば第9条の（3）の地域住民というところに、その定義がはまらない人ははまらないのですが、委員としては、（7）のところで、「必要と認める」というところがございますので、こういうところで、建前上のどこに属する人かといわれると、定義をきっちり読んでいくと、（3）ではなくて、（7）のに当てはまる人だということになると思うのですが、そうした形で、実際に、実務としてはそのような方が排除されることはないという状況でのつくりにはなっております。

また、漠然と地域の声を聞く、意見を聞くという書き方になると、どこまでがということになってしまうので、そのようなことも含めて、しっかりと定義付けて、その言葉で全てを説明する、規定するということにはなってしまうのですが、委員を筆頭に、従来の方々が参画できる状態というのは実現できると考えております。

2つ目の地域学校協働活動推進員は、これはいわゆる地域コーディネーターのことでございます。

3つ目の特別職の地方公務員の身分を有するというところにおいては、一定、公務員と同等の義務も発生しますし、細かなところでは、お金の払い方の科目が変わったり、特別職ということではいいますと、兼務で仕事ができたりするなど、整理して表に落とし込んではいませんが、一定の責任が発生するということとなります。

高野委員

地域住民を規定する理由は分かったのですが、ここで、これだけ型にはめるような形で規定してしまうと、例えばお子さんが在学中に、今後、通学区域の変更などというものもありますし、変更を認めてもいるわけです。

ですから、その後のCS委員会の趣旨のところに、この「保護者及び地域住民

(以下「保護者等」という。)」というところで限定してしまうと、委員にはなれるが、CS委員会の協議する機関としての、非常に限定的なものになってしまうのではないかという、実態とこの言葉の定義の仕方で乖離があるのではないかと、よく読めば読むほど、「私は大丈夫なのかしら」、「あの人はどうなのかしら」というようなことになってしまったので、例えばこのCS委員会の趣旨の辺りで、「保護者及び地域住民(以下「保護者等」という。)」というのではなくて、ここにほかの人が入れるようにして、この書き方ですと、保護者と地域住民だけが「保護者等」になってしまうので、そうではなくて、ほかの人も入れるような言葉の表現にして、枠を広げていった方が良いのではないかと思います。

地域教育力推進課長 検討の過程の中で、今、ご心配の例に出していただいた学区域外から通われている方、要はその学校に通っている、この規定にはまらない方というのは、全て保護者ということで、学校に通っている、在籍する児童・生徒の保護者ということで、そこに含まれると思っております。

高野委員 結局のところ、そこに、例えば私が子どもを通わせていて、卒業した。そのときに、私が通学区域外から通わせていて、保護者は卒業してもこうした学校の活動に協力していくという場合はとても多いと思います。

また、町会などの関係でCS委員会に入ってください場合などでも、必ずしもその通学区域にその方が住んでいるとは限らないと思います。

ですから、町会の方の方は、隣の小学校に通っているというような場合もあるので、ここで全てが保護者ということにはならないのではないかと思います、ここがもう少し弾力性のあるような表現にならないかと思いました。

教育長 そうしますと、先ほど地域教育力推進課長から、第9条の(7)「その他教育委員が必要と認める者」というのも、この中に含めた方が良いのではないかと思います。よろしいでしょうか。

高野委員 そうすれば、色々な方が入ってこられると思います。言葉の定義の中で、がちっとこの地域住民を規定してしまっ、そこから、今度、CS委員会の趣旨というところで保護者と地域住民というものを限定しているように読めてしまいます。

そこが心配といいますか、もっと色々な人が入れるような、地域住民という限定の枠、その地域住民の枠を広げるのか、それ以外の人などという表現を入れられないのかと思います。

委員の委嘱については、こうした形で、最終的に教育委員会が必要と認める方ということで、色々なところを拾えるようになってはいるのですが、ここまでのところでいくと、ここに漏れてしまう人が非常にたくさん出てくるのではないかと、実際にいざやってみようと思うとそうならないかと思っていて、そこが心配だと少し思ったところです。

地域教育力担当部長 高野委員がおっしゃることは、実態としてはあり得ると感じますので、条文をもう一度見直して、実態に合わせるのか、それとも法規上の特殊な表現になるのかなど、検討させていただきたいと思います。

教 育 長 (2)で「対象学校の通学区域（東京都板橋区小学校及び中学校の就学指定等に関する規則）」とありまして、それから「（第2条第2項第1号に規定する通学区域）」とあり、この中に、例えば小学校は隣接のところに行ける、あるいは中学校は全部のところから行けるといことが含まれるのでしょうか。

そうであれば、特に問題はないと思います。高野委員のご心配、懸念は解消されると思うのですが、多分、この書き方ですと、通学区域というと、学校がある、その区域という捉え方をするのか、板橋区が定めている隣接も含まれるのか、中学校はどこからでも問題ないというようなことであるためにこれを載せているのかどうかということです。

地域教育力推進課長 法定することの怖さの部分も懸念しておりまして、より広く入れたいがために誰でも受け入れるように書いたときに、想定しないような人まで入ってこれてしまうという状態、つまり学校に対して頭から否定的、苦情的というような方や、地域と無関係な人が入ってくるという可能性も残してしまうという点でいうと、非常に厳しい部分もあると考えております。

そうした中で、CS委員会の中での「地域とともにある」の「地域」というものをしっかりと定義したうえで、かつ、そこには保護者という形で、現在通っている子どもはその地域を超えて通っているわけですから、その人も入れる。そして、委員になる部分については、必要と認めるという制限はありますが、どのような人でも関係があること、功績がある方、一緒になってやってくれる方は入れる状態をつくり出したという考えでの、このような形にはなっております。

ただし、例えばこの規則を超えることはできませんが、第19条の規定に基づいて、そのようなもので教育長決定を使って、運用として、指針として示すなど、そうした様々な考え方を示す部分にはそうした対応の考え方もあると思います。

教育総務課長 条文上は、高野委員ご心配の部分も含まれるのですが、ただ、読み取るのがとても難しいということだと、さらに分かるような形で運用基準のようなものを設けて、そこで明らかにするというやり方もあるのではないかと考えています。次回教育委員会で確認していただくという方法もあると思います。

教 育 長 それでは、次回の教育委員会で、報告をいただくようお願いしたいと思います。

松 澤 委 員 いくつかあるのですが、まず、第14条の委員長と副委員長の設置の仕方、委員長は校長、副校長以外が決めて、副委員長は委員長が決めるということになっていまして、その前に、その委員を任命するに当たり、校長が推薦するという形になっていますので、順番としてはそのような流れ、校長が決めた後、委員長

を決め、委員長が副委員長を決めるという流れということで、そこで気になったのが、その委員長になった方が、色々な人選をしてしまうのではないかと思います。そこで校長というものが入っているので、そういうことにはなりづらい環境ということで、このような流れになっているのかというところをお聞きしたいと思います。

地域教育力推進課長　　まず、流れとしては、付則による準備行為によって、まず推薦をして、委員の名簿ができると思います。それを教育委員会が委嘱するという確認したうえで、委員の委嘱が行われます。

委員が出そろった中でこの規定が発動されて、対象者は校長と副校長に置きますが、1委員としては、互選の中には入られるようになって、入る権利はある中において、互選で委員長が決められるということで、その決まった委員長が副委員長を指名するというのが、基本的な流れになります。

松澤委員　　そうすると、委員長がずっと続けてしまって、仕切ってしまうという状況にはなりづらいと思ったので、そのような意図でこのような方法をとっているという認識でよろしいでしょうか。

地域教育力推進課長　　そのとおりです。

松澤委員　　もう1点は、人数のことなのですが、10名以内と15名以内というものがありまして、複数校の場合は15名以内で、単数校の場合は10名以内ですが、学校によって、例えば、1町会1学校の場合と、10町会1学校の場合というものがあったりしますし、色々な関係団体が多い学校などもあるのですが、その中で自分が感じているのは、10名を超えてしまうような場合は、法律上、10名で納めるという方法なのか。それとも、逆に、若干プラスするといえますか、特殊な場合は人数を増やせる可能性はあるのかというところをお聞きしたいです。

地域教育力推進課長　　人数については、法定で条件が決められているわけではありませんので、これはあくまで区として妥当という判断のもと決めております。

その考え方は、基本的には熟議、会議をしてしっかりとみんなで合意形成を図りながら前に進んでいくシステムだと思っておりますので、そのときに、通常であれば、既存の単体で存在していたCS委員会が1つになるというプロセスを考えると、そこには、当然、個別の委員がいる中で、通常であれば学校数の整数倍だけの委員が増えることになります。

10名で1校であれば、3校なら30名、5校なら50名というのが1つの考え方ではあると思うのですが、それでは、今申し上げましたCS委員会の熟議とおした合意形成のプロセスが十分に機能しないと考えましたので、その中では一定の制約、人数の条件が必要だろうという中で15名ということで、現実、今の実態を確認し合っているところもあるのですが、現在のところ、1つでいこ

うと考えているところは、それぞれ小学校と中学校が全く同一の委員構成になっているという状態のところのため、11人目、12人目を新たに入れるような必要性がないというところがまずありましたが、そうした中においても、新たに1つになったときに、共通することで増やすことになるような可能性もあるだろうというところで、5人分くらいの枠があるというのが十分に現実にも対応できるであろうという考え方もありましたので、総合的に勘案して、熟議が機能するように、単数校では10人、複数校では何校で合体しても15名までという考え方で規定しました。

松澤委員 私の見解として、2つありまして、委員に選ばれた方で、例えば、2年間、一度も会議に出ない方などがいた場合にはよろしくないと思います。

実際に聞いた話では、ほかの委員会の中でも、会議に一回も出ていない委員がいらっちゃって、そうした方を、権限を持っている方にやめていただくような形もあったと思うのですが、そのようなところも含めて、せっかく集まっていただく機会なので、回数を決めるというのもどうかとは思いますが、そのような協力的でない方については、そうした対応も考えていただくとありがたいというのが1点です。

もう1点は、先ほども言ったのですが、学校は1つからスタート、1つの学校ですから、例えば小・中学校で連携したときに、それが3つ集まって1個になるというのが今のイメージだと思うのですが、これは分からないのですが、最初は多くの意見を聞くということも大事だと思いますので、もしこの法定の10名ということであれば、例えばオブザーバー的に来ていただく、CSの委員ではないのですが、この人を呼んでみたいというような人、例えば学校長などがいたら、そのような方も呼んでいただけるようなケースで良い方であれば実際のCS委員になっていただくというのも、特に若い方ですと、なかなか委員に選ばれるというのは難しいケースもあるのではないかと思いますので、そのようなケースがとれるのであれば、10人ということでは問題はないと思っております。

さらに、もう1点なのですが、第11条の(2)の営利行為、政治活動、宗教活動の委員というところがあるのですが、実際に政治活動をされている方が委員を務めているようなケースもあるのかと思いますが、その場合にはどのような認識になるのでしょうか。

そうしたケースの際に、委員長となった方が非常にお困りになるのではないかと懸念しているのです、大まかにこのような活動にひっかかってしまっただけとはいけないということがもしあれば教えていただきたいと思っております。

地域教育力推進課長 具体的な判断の分かれ目は、判例の積み上げになってしまうので、説明しづらいところもあるのですが、この文面の意味としまして、例えば政治活動で申し上げます。政治活動に委員としての地位を不当に利用することを禁じておりますので、決して政治活動を委員になったときに禁じているということではありません。そうすると、判例の積み上げなので申し上げにくいですが、例えば委員である

ことを、ことさら強調して何かをするというようなことだと不当ということになるでしょうし、逆に何も言わないで、委員である人がただ政治活動をしていれば、不当な活動は一切していないわけですから問題ないと考えますし、そうした中で、どこからがラインなのかというのは判例によるものと思っています。

次 長 恐らく、判例はなかなかなく、行政事例といったものなのかとは思いますが、その辺りの基準も明確にしておく必要があると思います。

先ほど、第19条の規定の中、「別途定める」の中で、むしろそこで明確にした方がよろしいのではないかと思いますので、それは、別途、委員にご意見をいただく必要があると思います。その辺りがなかなか難しいというのは、先ほど、高野委員からご質問のあった特別職の公務員というのは、これは地方公務員法に規定がございまして、その規定というのは、一般職以外の全てのものを特別職の職員といっているのです、明確な規定はないのです。

ただし、特別職の地方公務員については、これは地方公務員法の適用を受けないという形になりますので、政治的なものでは制限されないという原則がありますので、その中であえて不当に利用することということを、細かく運営の基準の中で定義していかないと、非常に分かりにくいところがあると思いますので、それについては、別途、定めた方がよろしいかとも思いますし、そうした形で、また、定めたときにご覧いただき、ご意見をいただくという形で運用することになるかと思えます。

教 育 長 再確認になりますが、板橋区においては、学校運営協議会を「コミュニティ・スクール委員会」と呼ぶということによろしいでしょうか。

地域教育力推進課長 はい。

教 育 長 それから、第4条に「地域学校協働本部」という言葉が出てくるのですが、これは板橋区においては一般的ではないのですが、これは学校支援地域本部という形で捉えてよろしいでしょうか。

地域教育力推進課長 これもこちら側の要綱等がありまして、その中で同じように、区と呼んでいる、言葉を定義付けしております。

教 育 長 それから、今、次長からもお話が出たのですが、委員は特別職の地方公務員ということで、身分というのは、先ほど出てきた特別職の非常勤職員という位置付けでよろしいのでしょうか。

地域教育力推進課長 そのとおりです。

次 長 もう少し明確に規定してもよろしいかもしれません。

例えば、「特別職は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員である」というような条文をそのまま適用するという事もできると思いますが、ここに入れなくて、単体で1項目設けるという方法もありますが、この条文で読めないかといったら、そういうことはないと思います。

教 育 長 具体的に、今、委員から、分かりづらさや、疑問に思う点をお出しいただきましたが、これについては、第19条にあるように、改めて「この規則に定める者のほか、必要な事項は教育委員会教育長が別に定める」ということで、そこで基準をご提示するということよろしいでしょうか。

高 野 委 員 はい。

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第10号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第五 議案第11号 東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則

(生涯学習課)

日程第六 議案第12号 東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則を廃止する規則

(生涯学習課)

教 育 長 続きまして、日程第五 議案第11号「東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」について、及び、日程第六 議案第12号「東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則を廃止する規則」について、一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第11号及び議案第12号の資料をご覧ください。

議案第11号「東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」及び議案第12号「東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則を廃止する規則」、2つの議案を提出いたします。

令和2年3月10日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提案理由は、第11号については、特別職の非常勤職員である社会教育指導員が会計年度任用職員へ移行することにより、一般職の非常勤職員となるため、第12号については、特別職の非常勤職員である文化財専門員が廃止となるため

ございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 初めに、議案第11号「東京都板橋区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」についてのご説明でございます。

提案理由にもあるとおり、特別職の非常勤職員であります社会教育指導員ですが、現在、大原と成増の生涯学習センターに、定数で各8名、計16名おりますが、令和2年度から会計年度任用職員へ移行することによりまして、当該規則を廃止するものでございます。

施行は令和2年4月1日からでございます。

続きまして、議案第12号「東京都板橋区文化財専門員の設置に関する規則を廃止する規則」についてのご説明です。

提案理由にあるとおり、特別職の非常勤職員であります文化財専門員、本庁の生涯学習課に2名、郷土資料館に2名、計4名おりますが、令和2年度から公文書館へ移動しまして、公文書館専門員となるため、文化財専門員の職が廃止となります。よって、当該規則を廃止するものでございます。

施行は令和2年4月1日からでございます。

なお、令和2年度から、非常勤文化財専門員が4名減となりますが、正規職員として学芸員が2名新規で採用されまして、生涯学習課に配属されることとなっております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第11号、及び、日程第六 議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第七 議案第13号 東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則を廃止する規則

(教育支援センター)

教 育 長 続きまして、日程第七 議案第13号「東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則を廃止する規則」について、次長と教育支援センター所長から説明願います。

次 長 議案第13号の資料をご覧ください。
議案第13号「東京都板橋区教育相談員等の設置に関する規則を廃止する規則」でございます。
提出日でございますが、令和2年3月10日でございます。
提出者につきましては、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。
詳細につきましては、教育支援センター所長からご説明させていただきます。

教育支援センター所長 教育支援センターに10名、成増の分室に5名の教育相談員を初め、スクールソーシャルワーカー、特別支援アドバイザーなどの職員もおりますが、これらが全て会計年度任用職員に変わりますので、本則が不要ということになりますので、提案させていただいたものでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第七 議案第13号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第八 議案第14号 八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第九 議案第15号 榛名林間学園の管理運営に関する基本協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十 議案第16号 教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十一 議案第17号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 続きますして、日程第八 議案第14号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、から、日程第十一 議案第17号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、まで、一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第14号から議案第17号までの資料をご覧ください。

議案第14号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、議案第15号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、議案第16号「教育科学館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、議案第17号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、以上4件の議案を提出いたします。

令和2年3月10日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提案理由は、議案第14号及び第16号については、令和2年度の業務実施に当たり、基本協定を改定する協定及び令和2年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し、決定する必要があるため、議案第15号及び第17号については、令和2年度の業務実施に当たり、基本協定及び令和2年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し、決定する必要があるためでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明させていただきます。

生涯学習課長 それでは、議案第14号から第17号、生涯学習課が所管いたします指定管理施設4施設の令和2年度の基本協定、年度協定及び事業計画についてご説明させていただきます。

指定管理施設4施設でございますが、八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館、郷土芸能伝承館となります。

毎年、年度が始まる前に、この基本協定、年度協定、事業計画の内容について、教育委員会に議案としてお諮りするものでございます。

なお、内容が多いため、概要版を作成してございます。

本日は、概要版をもとに、変更点を中心にご説明させていただきます。

概要版の資料をご覧ください。

また、委員の皆様には、横置きの参考資料として、資料一覧をお配りしておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

初めに、八ヶ岳荘でございます。

資料の1ページをご覧ください。

初めに、基本協定の改定内容でございます。

指定管理者が行います軽易な修繕、工事の範囲を、これまでの100万円未満から130万円未満までに改めます。

これは全庁的なとり決めでございます「指定管理者制度の運用に関する指針」、こちらが改定されたことに伴う整理でございます、全ての指定管理者が対象となっております。

次に、八ヶ岳荘の年度協定でございます。

資料の4ページをご覧ください。

指定管理委託料は、9,068万4,252円。令和元年度と比較しまして、281万9,606円増となっておりますが、原因としましては、利用者数増に伴う光熱水費、寝具クリーニング・乾燥経費の増が主な原因でございます。

続きまして、事業計画でございます。

資料の10ページをご覧ください。

(10)のところに広報活動がございます。

施設のPRが不十分との評価委員会評価がございましたので、資料のとおり、次年度は強化していきたいと思っております。

プロモーションビデオの活用、学習塾との連携、大学生の利用の促進、インターネット宿泊予約サイトの活用などを明記してございます。

資料の12ページの上段に主な変更点がございます。

(2)先ほどの新たな広報活動の提案のほか、(5)の③子どもたちへのアンケートの実施、(6)青少年健全育成事業における食事の選択肢の増などを計画してございます。

次に、榛名林間学園の基本協定でございます。

資料の13ページをご覧ください。

榛名林間学園につきましては、令和2年度からの指定管理者の選定を、今年度、行いまして、結果としましては、現在の指定管理者が次年度も受託することとなりました。

これに伴いまして、基本協定の文言整理を行ってございます。

資料の33ページをご覧ください。

まず、指定管理委託料でございますが、4,632万1,110円。令和元年度と比較しまして、384万5,347円の増となっております。

原因でございますが、雇用安定化のための人件費の増、Wi-Fiエリア拡大による通信費の増が主な原因となっております。

続きまして、事業計画でございます。

資料の38ページをご覧ください。

上段に主な変更点がございます。

先ほどのWi-Fiエリアの拡大と自主事業の拡充、雇用安定化のための取組を載せてございます。

次に、教育科学館でございます。

資料の39ページをご覧ください。

まず、基本協定でございます。

こちら、全庁的な指定管理者が行う修繕・工事の範囲の変更のほか、文言整理を行っております。

資料の43ページをご覧ください。

まず、指定管理委託料でございますが、1億6,449万6,321円で、令和元年度と比較しまして、138万4,901円の減となっております。

主な原因でございますが、これまで小学校4年生、5年生で行っておりました移動教室が令和2年度から4年生のみになることから、それに伴う人件費、事業運営費が減じたことが原因となっております。

続きまして、事業計画でございます。

資料の51ページをご覧ください。

上段に主な変更点がございます。

(1)の②天津わかしお学校の新たな受け入れ、(2)科学教室関係の実施方法の改善、(3)中央図書館との連携の検討・実施を追加しております。

最後に、郷土芸能伝承館でございます。

資料の52ページをご覧ください。

榛名林間学園と同様に、令和2年度からの指定管理者の選定を、今年度、行いまして、次年度は新しい事業者、株式会社サンワックスが受託することとなりました。

これに伴う基本協定の文言整理などを行っております。

年度協定につきましては、資料の94ページをご覧ください。

指定管理委託料です。1,861万6,281円。令和元年度と比較しまして、169万6,664円の増となっております。

原因でございますが、人員体制の部分で、責任者ポストを増やすことが主な原因となっております。

続きまして、事業計画でございますが、資料の96ページをご覧ください。

(5)の人員体制のところをご覧ください。

令和2年度からは、2名増の8人態勢で運営を行ってまいります。

また、これまで郷土芸能伝承館で働いておりましたスタッフが、3名程度、継続雇用されておりますので、指定管理者は変わりますが、4月以降、スムーズに移行できるものと考えてございます。

資料の97ページをご覧ください。

(8)の自主事業のところでは、

自主事業は平成30年度から開始してまいりましたが、これまで年度内に3回程度の実施しかかかないませんでした。新しい事業者はおおむね月一回のペースで実施する予定となっております。

令和2年度は試行の部分もございまして、郷土芸能伝承館の魅力発信につなが

ればと考えております。

主な変更点は資料の98ページの上段です。

施設のホームページ、ツイッターの開設で、リアルタイムかつプッシュ型の情報提供をめざしてまいります。

管内の展示物のスタッフによる解説でございますが、新しい事業者は学芸員資格を持ったスタッフがいるということで、新しい指定管理者の特徴の一つかと考えております。関連書籍の閲覧コーナーも新設してまいりたいと思います。

指定管理施設4施設ありますが、次年度も施設の魅力向上と利用率アップに努めていきたいと思っております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 まず、八ヶ岳荘についてですが、評価委員会の評価に対応していただいて、団体の食事メニューの改善や、利用者、子どもに対するアンケートを実施していただくなど、その評価に対して大変迅速に対応していただいて良かったと思います。

質問なのですが、冬期の利用の拡大というところがあったのですが、中学校のスキー教室で、受入れというのは、ある程度、限定的だと伺っています。これは、ほかの青健などの団体が入ることができるのでしょうか。

それから、キャンセル料の変更というところで、とても良いとは思いますが、八ヶ岳荘のキャンセル料の規定と、榛名林間学園のキャンセル料の規定が違ってくことで、齟齬などは生じないでしょうか。

また、榛名林間学園については、人件費が上がるということで、今まで8名、パートだった方が7名短期採用となると書いてあったのですが、そのところを詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、教育科学館については、移動教室が減る、小学生の利用が減るということで、来てもらうのを待つというだけではなくて、例えば寺子屋などというところに出ていくというような発想、対応などというのは、今後、考えていていただけるのかお聞きしたいと思います。

最後に、郷土芸能伝承館については、自主事業がかなり多彩な内容になって、今度、管理者が変わるということで、その利点を生かしたすばらしい提案があったと思うのですが、そのときに、この郷土芸能伝承館の利用対象者というのが最初に指定されているのですが、イメージとして、今までずっと郷土芸能の伝承にかかわる方たちが利用する施設というものがあって、なかなかそれ以外に広がるのが難しかったような印象があるのですが、今回、この自主事業などでも、その郷土芸能とは離れたところの方たちにも利用を促進していると思うので、利用対象者を広げた方が良いのではないかなと思えました。

生涯学習課長 まず、八ヶ岳荘の冬期の拡大、青健団体も入れるのかということでございますが、まだ稼働率としては低い時期でもございますので、スキー場のご利用をいただく青健団体もいらっしゃると思えますので、そちらについては受入れも対応し

ていきたいと思っるところでございます。

また、キャンセル料につきましては、リニューアル後、予約はたくさん入るようになってきたところでございますが、安易なキャンセルが多く、それが原因で稼働率の飛躍的な向上につながっていないところもあるので、改正させていただいております。

榛名林間学園との違いは出ているのですが、こちらにつきましては、施設ごとに対応を考えていける範疇だと思っておりますので、施設ごとの適切な対応との認識でございます。

また、榛名林間学園の人的費の拡大についてでございますが、具体的に申し上げますと、夏は繁忙期になりますので、パートの方を雇用するのですが、夏季だけとなかなか人が集まらないという状況もありましたので、長期雇用とすることで人が集まるように、人員体制を強化していきたいと思っるところでございます。

閑散期でありましても、備品の確認等、パートの方の仕事もありますので、こちらについては安定的な雇用をめざしていきたいと思っております。

教育科学館の移動教室については、学年的には減っているところでございますが、子どもたちが集まるプログラム、プラネタリウムもそうですし、夏のイベントもそうなのですが、人気メニューの傾向が段々と分かってきているところでございますので、これからの自主事業も含めまして、通常の色々なサイエンスショー、ワークショップなども継続してやっていければ、移動教室は減ったとしても入館者数にはさほど影響がないものと認識しているところでございます。

最後に、郷土芸能伝承館の利用対象者でございますが、高野委員のおっしゃるとおり、郷土芸能伝承の方と限定してしまうと、利用率の飛躍的な向上は望めないところでございます。

ですので、今回の自主事業をすることによりまして、日頃は使わない方が、ここにこのような施設があるという認識をまず持っていただくということと、1階部分には郷土芸能の展示物がございまして、それを学芸員が説明することによって、郷土にこのような無形文化財があるということも分かっていただきつつ、その場に自主事業で集まってくれた方々が、将来、郷土芸能伝承館の利用者になっていただければという思いもありますので、この対象者については、このような形で拾い上げていければという思いがこもってございます。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第八 議案第14号から日程第十一 議案第17号までについて、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第十二 議案第18号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続きまして、日程第十二、議案第18号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第18号の資料をご覧ください。

議案第18号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する令和2年度協定の締結並びに令和2年度事業計画の承認について」の議案を提出いたします。

令和2年3月10日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提案理由は、東京都板橋区立図書館の令和2年度業務実施に当たり、令和2年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し、決定する必要があるためでございます。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明申し上げます。

中央図書館長 まず、板橋区立図書館は、地域図書館10館がございます。

資料の3ページ目をご覧ください。

協定書の(1)赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館の管理運営につきましては、株式会社図書館流通センターが担っております。

(2)清水図書館、蓮根図書館、西台図書館、志村図書館の管理運営については、株式会社ヴィアックスが担っております。

(3)氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館の管理運営については、ナカバヤシ株式会社東京本社が担っておるものでございます。

1、2、3の協定に基づき、4、5、6事業計画書をまとめておるものでございます。順にご説明いたします。

資料の2ページ目をご覧ください。

協定書に関しましては、見直しを図った点についてご説明をいたします。

年度協定と、1番をご覧ください。

3社共通の変更といたしましては、管理業務経費の変更を、いずれの3者においても変更を加えております。

管理運営経費におきましては、小学生向け絵本づくりワークショップ、昨年度、初年度で、各地域図書館で実施しましたが、それを踏まえた経費を改めて計上した形になっております。

その他、2番から5番まで、指摘等に基づき、金額の変更をしております。

また、6番の備品の項目につきましては、これまで修繕工事費などから、必要に応じて支出していたという経過をとっていたのですが、読書利用者の読書環境の改善なども踏まえて、計画的な支出執行ができるような形で方法を変更しているものでございます。

2番、施設の維持改修工事につきましては、施設に順番に優先順位を決めて執行しているところから、その変更に伴うものが、規定削除等が発生しているものでございます。

3番、清水・蓮根・西台・志村図書館の変更のうち、15条につきましては、中央図書館が、令和2年度11月から一部開館、また、12月21日から3月27日まで臨時休館とさせていただくことから、その間、西台図書館を、図書資料を運搬するのを中心に、中心館業務というのを西台図書館に移して運営するものについて規定したものでございます。こちらが主な変更になっております。

この後、仕様書以降につきましても、中央図書館の一部開館、休館に関する部分、また、絵本のまち板橋に関するところで、絵本のまちについての記述の追加、また、ボランティアから図書館サポーターへの変更ということで、新中央図書館に伴う様々な事業を、一部、地域図書館の規定に反映させておるものが中心となっております。

続いて、資料の58ページ目をご覧ください。

今年度、指定管理5年間のうちの中間年の3年目を迎えております。

一番下の(3)をご覧ください。

評価委員会が行う評価、令和2年度は該当の年度となつてございますので、あわせてご報告させていただきます。

続いて、資料の84ページ目をご覧ください。

こちらからは、各社の事業計画書をもとにご説明を進めたいと思います。

初めに、図書館流通センターです。

赤塚・高島平・成増図書館の計画についてでございます。

資料の92ページ目をご覧ください。

全館共通で重点目標というものを令和2年度に定めさせていただいております。

重点目標は3つございます。

1つ目は、絵本のまち板橋のイメージを図書館から地域に根付かせていくということ。

2つ目は、東京2020オリンピック・パラリンピックを区民に広く記憶に残すということ。

3つ目は、図書館の最新の資料情報、地域や学校との連携、魅力的な取組を、ホームページだけでなく、SNSにより、適時、実効的な発信を行う取組と、具体的なもの等を含めた参考を示しつつ、全館でこちらの重点目標は展開するといった形で計画を立ててもらっています。

まず、こちらの図書館流通センターの取組で特徴的なところだと、絵本を使ったイベントの中で、一番下でございます認知症予防の読み聞かせなど、初めて

取り組む内容なども含まれております。

また、SNSによる、適宜、実効的な発信を行う取組。こちらは教育委員会の外部評価からの指摘を受けて、重点項目に入れたものでございます。

既にInstagram等を取り入れている図書館もございますが、さらにツイッター等の更新を小まめにするなどして、若者層、子育て世代に向けた発信を強化していく計画になっております。

続いて、資料の116ページ目をご覧ください。

こちらはヴィアックス株式会社が運営している4館の取組についての事業計画になります。

資料の127ページ目をご覧ください。

こちらにおきましても、重点目標の3点について、順にご紹介させていただきます。

2つ目の点にございます絵本館との連携事業においては、清水図書館、大人のための絵本の世界という講座をもちまして、大変好評がございましたので、こちら、さらに充実を図ってまいりたいといったことがございます。

また、絵本作家による講演会の取組というのは、新たに始める取組として期待されているところでございます。

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピックの部分については、中山道が地域を通っておりますので、聖火ランナー情報など、公文書館と連携しました取組を行うなどと伺っているところです。

SNSの発信の中では、職場体験の活用ということで、近隣の小学生・中学生が図書館に職場体験としてやってきまして、その際にSNSの発信というのを体験してもらいながら、あわせてPRを進めていこうといった取組も計画されております。

最後に、ナカバヤシ株式会社になります。

資料の177ページ目をご覧ください。

こちらは、国際絵本翻訳大賞にリンクした取組を重点としまして、絵本のまちの部分では、絵本翻訳講座を実施してまいります。

東板橋図書館では中学生向けだけでしたが、大変好評だったので、大人へも対象を広げて拡充を図っているものでございます。

また、この3館については、Instagramを既に採用しておりまして、だいぶ定着してきているといったところもございますので、さらに強化を図ってまいりたいと考えているところです。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 SNSを対象に事業を拡大していただいているということで、ホームページからスマホに対応して、効果的にはどのような効果が出ているのかというのが気になっていたのですが、その辺りはお分かりになりますか。

中央図書館長 SNSの情報、例えばイベントのアンケートなどで、情報源をどこに持っているのか、満足度調査なども全館で毎年やっておりますので、そのような中で、情報ツールをどのように活用していくのかというところを結び付けながら、充実を図ってまいりたいと思います。今のところ、アクセス数的な効果はまだ出てきてはいないと思います。

教 育 長 絵本のまち板橋のイメージを各館でということなのですが、前々から色々と委員にもお話ししているように、見える化といいますか、計画性というところではいかがでしょうか。

中央図書館長 まず、「絵本のまち板橋」というフレーズ、言葉を前面に出すということは約束事としてやっていただこうと捉えております。

あわせて3番目のSNS等の発信、そうしたものを合わせて進めていこうというところを申し合わせているところです。

中には、事業の性格に応じて、ロゴをつくったり、かわいいキャラクターをあしらったりなど、そのような取組は、順次、進めているところでございます。

教 育 長 区として、あるいは中央図書館として、例えばロゴなどを統一していこうというようなアイデアは、今のところ、ないのでしょいか。

中央図書館長 魅力発信の取組の中で、絵本のまち板橋について、板橋区プロモーションという計画がある中で、絵本のまちというところがございます。

また、文化芸術の計画等ともリンクしてくるということですので、そのようなところと歩調を合わせながら、効果的に充実を図ってまいりたいと思います。

高 野 委 員 今の絵本のまち板橋のこともそうなのですが、中央図書館ができるということ、板橋区全体で楽しみにしていて、各地域図書館でも、一部、中央図書館の建築情報を流している図書館などもあるのですが、中央図書館が新しくできるというところをみんなが待っている雰囲気というのを、各図書館にも協力していただいて、その新中央図書館の魅力をもっと広めていただければと思います。この絵本のまち板橋を広めるのと一緒に、ぜひ、そこのところもお願いできればと思いました。

中央図書館長 事業運営のところだと、どうしても資料の割り振りなどの項目が多いのですが、もちろん取組を進めていく中で、また、中央図書館が一部開館、縮小してしまう時期がどうしてもありますので、そのようなときには、特に地域図書館と連携して進めてまいりたいと思っております。

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十二 議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第（令和2年1月23日・24日）
(部-1・地域教育力担当部長)
2. 令和2年第1回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）
(部-2・地域教育力担当部長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会運営次第（令和2年1月23日・24日）」及び報告2「令和2年第1回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）」について、一括して地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、令和2年1月23日、24日開催の文教児童委員会及び2月17日開催の令和2年第1回区議会定例会一般質問についてご報告申し上げます。

初めに、資料「文教児童委員会運営次第（令和2年1月23日・24日）」をご覧ください。

資料の1ページは運営次第となっております。

資料の2ページの上段をご覧ください。

陳情第61号、医療的ケア児の保育及び教育体制の整備に関する陳情ですが、前回、審査後の状況ということで、12月に開催された重症心身障がい・医療的ケア児会議についてや今後の検討態勢についての報告をいたしました。

質疑の一部をご紹介します。

資料の4ページの下段、自民党の田中しゅんすけ議員から、自分の所管だけではできないというが、法律ができ、社会情勢からも、どこかが引っ張ってスタートを切り、スピード感をもって取り組まなくてはいけない状況である。重症心身障がい・医療的ケア児会議を見守るだけでなく、しっかりと踏み込んで取り組んでいただきたいと思いますと思うが、いかがかとのご質問に対し、積極的に課題を明らかにして、他の組織の力もかりながら、区として対応していきたいと考えているとお答えしております。

評決については、資料の5ページの中段にございますように、継続審査とすることが賛成多数と認められ、継続審査とすることが決定いたしました。

続いて、所管事項調査につきまして、資料の5ページの下段、1、教育委員会の動きについては、第25回から第27回までの教育委員会の内容を報告いたしました。

続いて、資料の6ページの上段、2、オープンスペース型運営方式・教科センター方式検証報告書について報告いたしました。

質疑の一部を紹介いたします。

資料の 6 ページの下段、公明党のさかまき常行議員から、ICT機器の活用など、ソフトの充実によって、どういう教育を展開していこうと考えているのかとのご質問に対し、オープンスペース型運営方式、教科センター方式は、ハード面で学校も教える大きな道具と捉えて整理してきた。特に、オープンスペースは、アクティブラーニングが展開できるようにしつらえてきた。ただ、教員の準備が大変ということもあり、現在、うまく活用されていない。

また、ICTを活用した教育については、ICT機器であれば、ソフトの中身を変えることで、新しい教育方法にも対応できると考え、今回、方向性に示しているとお答えしております。

続いて、資料の 14 ページの中段、3、いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況についてです。

前期計画対象校 6 校のうち、2 期 D グループの上板橋第一中学校、上板橋第三中学校、2 期 E グループの志村小学校の 3 校を中心に現在の進捗状況の報告をしましたが、3 期の各グループの状況についても触れています。

質疑の一部をご紹介します、

資料の 15 ページの中段、共産党の石川すみえ議員から、今後、校舎改築の際に、学びのエリアと合致しないことを考えて、全体のトータルプランをつくるべきであるのご意見に対し、それぞれの地域や学校によって将来推計や校地の状況が異なるため、一律にすることは難しいと考えている。可能な限り、学びのエリアとの整合をとり、受け入れを増やしたり、通学区域を変更したりといった作業を進めていくとお答えしております。

続いて、資料の 17 ページの下段、4、史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備基本計画の素案について、ご報告いたしました。

質疑の一部をご紹介します。

資料の 21 ページの中段、共産党の小林おとみ委員から、3 か所の史跡展示は、郷土資料館よりも大きいと感じている。運営に当たっては、どのような専門家を配置し、どれぐらいの体制で行うイメージなのかとのご質問に対し、現場の運営については、指定管理者を含めて、いろいろな方法があるが、調査研究については学芸員でないとできないため、将来に向けて、学芸員の定数を増やしている。専門の学芸員を増やし、運営方法については、今後の課題としているが、ボリュームのある資料、再び訪れたい資料館、展示替えや新企画の提案などのため、人員体制を確保していきたいと考えているとお答えしております。

続きまして、資料の 22 ページの上段、5、あいキッズ運営委託法人の選定結果について、報告いたしました。

質疑の一部をご紹介します。

資料の 23 ページの下段、共産党の石川すみえ議員から、高島第五小学校あいキッズの引継期間と方法について伺いたいとのご質問に対し、事業者が変更される場合には、新規の事業者と引継委託契約を締結する。契約期間は、1 月下旬から 3 月 31 日まで、引継作業の仕様を定めているとお答えしております。

続いて、資料の 26 ページの上段、6、板橋区立中央図書館の移転・開館準備

に伴う休館について、ご報告いたしました。

質疑の一部をご紹介します。

資料の27ページの上段、共産党の小林おとみ議員から、3か月休館することで困る人を想定しているかのご質問に対し、寒くなる12月からは利用者が減少傾向だが、月2万7,000人程度利用している。サービスの提供については、隣接する小茂根図書館や氷川図書館、西台図書館を案内することになるとお答えしております。

続きまして、資料「令和2年第1回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）」をご覧ください。

資料の1ページ、一般質問通告一覧表にございますとおり、5人の議員から教育委員会関係のご質問がありました。

質疑のいくつかをご紹介します。

資料の2ページの上段、無所属の会の井上温子議員から、子どもの権利についてということで、先般、区内の小学生から出された、遊び場に関する陳情に関して、教育委員会の見解を問うとのご質問に対し、本陳情は、子どもたちが仲間と協働しながら、主体的に地域課題の解決に取り組んだものと認識している。

一方、学校教育では、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、生きる力を身に付けることが求められている。様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決し、様々な情報を再構築して新たな価値につなげていくことができるようになることが重要であるとお答えしております。

同じく、資料の2ページの中段、自民党の杉田ひろし議員から、スクールロイヤー制度についてのご質問に対し、教育委員会では、平成26年度に学校におけるトラブル等の解決を図るため、学校の管理職が弁護士による法的観点からの助言や指導を得られる体制を整えた。

今年度、板橋法曹界の協力のもと、新たに地区ごとに担当弁護士を設け、管理職から直接相談できる体制を構築し、地区ごとの校長会で相談会を試行実施した結果、1月末現在、昨年度より5倍以上の相談を受けている。

今後は、管理職を対象とした弁護士の活用方法等についての研修の実施や、相談内容や緊急性に応じて弁護士が学校を訪問することなど、新体制の一層の整備を図っていくとお答えしております。

次に、資料の4ページの中段、自民党の茂野善之議員から、学びのエリアと学区、小中一貫教育の関係についてのご質問に対し、平成22年度より、小・中学校の関係性を深めるため、22の中学校をもとに、区内全小学校をグループ化した学びのエリアでの小中連携教育をスタートした。

10年を経た小中連携教育の中で、小・中学校の関係性が築けてきた。

学びのエリアを活用し、エリア内で教育目標や教育内容、方法の接続に焦点を当てた小中一貫教育にかじを切ることとした。

小学校と中学校の学区域や青少年健全育成地区委員会の18の地区との整合性については、歴史的な経緯もあり、見直しには時間を要するが、今後も小中一貫

教育のより良い実現に向け、課題に対応していくとお答えしております。

続いて、資料の5ページ、公明党のしば佳代子議員から、区立幼稚園での3歳児保育についてのご質問に対し、教育委員会では、平成27年2月に公表した区立幼稚園のあり方検討最終報告において、発達に課題のある幼児の受入れは区立幼稚園の重要な役割としている。今後は、発達に課題のある幼児も含め、早期に社会性を身につける場所として、区立幼稚園における3歳児保育実施の可能性について検討していくとお答えしております。

続いて、資料の6ページ、共産党の吉田豊明議員から、平和資料の展示期間の拡充についてのご質問に対し、郷土資料館では、戦時中の写真資料を中心に、空襲被害や学童疎開、成増飛行場などの関連資料を多く収蔵している。

社会科見学で多くの子どもたちが訪れる郷土資料館において、これらの資料を展示することが、戦争や平和について考える機会の提供につながるものと考えている。

合わせて、今後、整備される史跡公園において、火薬製造所等の遺構を通じて、子どもたちが平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供していくとお答えしております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 人事情報（都費職員・令和2年2月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・令和2年2月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指-1」をご覧ください。
初めに、1、正規職員についてです。
2月末の教職員数は、休職者なども含めまして、総勢1,891人です。
先月と比較しまして、増減はございません。
2、期限付任用教員です。
こちら、先月と比較しまして、増減はございません。

教育総務課長 続きまして、資料「総-1」をご覧ください。
一般職員・再任用職員・再雇用職員について、ご報告いたします。
下段の合計欄、今月末では、141人は前月と増減はございません。
資料の2ページ、非常勤職員です。

こちらの下段合計欄、777人は前月と増減がございません。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 令和元年度 身近な教育委員会・教育懇談会について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告4「令和元年度 身近な教育委員会・教育懇談会について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-2」をご覧ください。

記書きのところにありますが、日時は、令和2年2月4日火曜日、18時30分から20時30分となっております。

場所は、教育支援センター研修室です。

概要としまして、第1部、身近な教育委員会は講演を、第2部、教育懇談会はグループの熟議を行っております。

いずれも中学校部活動についてがテーマでございます。

参加者は合計72名で、うち保護者等は50名でございました。

資料の次のページです。

熟議における各班の意見まとめです。

今回は4つの視点から、付箋にキーワードとなるような意見をまとめていただいております。

例えばA班では、①部活動時間の短縮は教師が大変だからではなく、子どもにとってメリットがあるから、そうしたいということです。

C班の②です。あらゆる人材（OB、企業、学生）を活用するという意見がございました。

また、F班になりますが、家庭では無理強いしない。期待し過ぎない。

②、地域では人材の発掘というようなキーワードを示してございます。

資料の次のページが教育長の講評ということで、各班の意見のまとめを受け、教育長から参加者に発言を促しつつ、講評を行いました。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長沼委員にはご講演いただき、本当にありがとうございました。

○報告事項

5. 板橋区小学校プログラミング教育指導計画（案）について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告5「板橋区小学校プログラミング教育指導計画（案）について

て」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長

資料「支-1」をご覧ください。

資料の1ページをご覧ください。

ご案内のように、この4月から小学校は新しい学習指導要領に基づいた教育が始まります。そこではプログラミング教育について進めていくことになってございます。

趣旨に記載してございますが、プログラミング教育というのは、教科としての設置ではないので、実際の授業で行うためには、各学校が指導計画をつくらなければならないということになります。

そこで、本区においては、ある一定水準のプログラミング教育を行うために、この指導計画を策定しようということになりました。

その策定に当たっては、推進委員会を設置いたしまして、また、2年間、東京都の研究指定を2校で受けてくださいましたので、その2校の研究を踏まえて、指導計画を作成するという流れになってございます。

この教育推進校の校長お二方にこの推進委員会に入らせていただいておりますので、その研究推進そのものがこの指導計画に色濃く反映されていますし、また、指導計画を策定するに於いての研究というような、相乗効果が高まるような実践を2年間進めていただいております。

文部科学省はプログラミング教育において、学習活動を6分類してございます。

Aというのは、これは例示されているものですので、教科書に実際に単元として使われる内容がAです。

それから、Bというのは、教科書には載っていませんが、これをやりなさいというような具体的な内容が示されています。

Cというのは、教科以外で、いわゆる授業時間の中などで進めていく内容になっています。

D以降はそれぞれ特徴的な内容で、授業とはまた別のところで行われる内容になっています。

そこで、この指導計画では、D、E、Fはあえて特化せずに、授業で行うA、B、Cに重きを置いた編集になっています。

さらに、先ほど申し上げた2つの推進校、上板橋第四小学校にはAとBを中心に研究を進めていただいて、成増ヶ丘小学校にはBとCを中心に進めていただくというような内容で編集を進めています。

したがって、授業中で、各学校がどのように進めていこうかとなったときに、この指導計画と、それを実際に進めていた2校がパイロットスクールとしての機能を果たしていただけたということになっています。

資料の3ページをご覧ください。

実際に具体的な指導計画の例として、第5学年、11月に「正多角形と円」のところで、これはA分類なのでやらなければいけない、教科書に出ています。新しい教科書を持ってまいりましたが、本区で採用した東京書籍の教科書の134

ページに、実際に、Scratch的なプログラムを使つての授業内容が教科書に出ていますので、この例として指導計画に載せています。

また、第6学年の1月、これは「電気の利用」というところで、ロボットを使つております。このような実験をしながらプログラミング教育を進めることになるのですが、それについての指導計画も出ています。

さらに、それ以外のということで、右の方には、総合的な学習の時間で取り組める内容ということが指導計画の例として出てございます。

資料の4ページ、5ページにわたっては、ここは5年生の算数の具体的な例、A分類の具体的な例になっています。

本区が導入していますScratchでもできますし、一般的にプログルといわれるようなソフトでもこれを取り込めるようになっています。

その中でも、子どもたちが取り組みやすい正三角形、それから正六角形、五角形、これは教育会の発表でも実際に授業提示がございましたが、こうしたものを具体的に取り組める内容になっています。

資料の18ページをご覧ください。

各学年、具体的な実践例として提示をさせていただいています。

これは上板橋第四小学校と成増ヶ丘小学校の実践をほぼそのまま載せています。

B、C分類といわれるところが主に成増ヶ丘小学校のところで、A分類、B分類もちろんあるのですが、そこが、上板橋第四小学校のところというような内容になっています。

文言として「アンプラグド」というものがございまして、パソコンを使わないプログラミング学習のことを呼ぶのですが、本区のパソコンの整備状況から考えまして、アンプラグドの授業についても指導計画をむしろ多く載せている実態になっています。

各学校での授業に応じて、アンプラグドにも十分対応して指導計画ができております。

最後になりますが、資料の32ページをご覧ください。

こちらは、例えば朝の自習の時間や、朝読書の時間、週で5回あるなら、そのうちの1回、中学年、低学年でもできると思うのですが、1人1台に向けて、このような使い方もあるというページになっています。プログラミングソフトのScratchを15分単位で学べる内容になっています。

資料の33ページを見ていただくと、成増ヶ丘小学校のホームページのURLが出ています。

実際の例が多く紹介されており、先進の2校との連携ができるというような編集になってございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 よくできていると思いました。Scratchは小学生でも使いやすいソフトだと思いますが、もう小学校全校で使えるような環境になっているのでしょうか。

教育支援センター所長 そのような環境になっています。

松澤委員 新しく教科書も変わりました、何度も言うのですが、このような機会は、小中一貫などにもつなげていただきたいので、今後、色々な形で連携をしながらできることもあるかと思えますし、また、プログラミングというと難しく捉えがちですが、基本的にはこのような体系的にしていくという思考を変えていくという認識でよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長 プログラム教育が世に出始めたときに盛んに言われていたのは、103-16のような縦の引き算は、まさにプログラミング教育だというような言い方をしました。考え方を論理立てて進めていって結果を出してくるということです。

それから、4、5年前からは、試行錯誤を大事にするというような、フローチャートに基づいて、「イエス」だったらそのまま行けるし、「ノー」だったら別の手だてをとということもプログラミング的思考だということでした。

松澤委員 多分、答えの求め方の問題なのだと思います。

数制的な問題ですと、答えというものが既にある、その答えに対してどうやってプロセスをつくるのかということのプログラムの仕方のような形だと思うのですが、このような問題以外にも、答えがない問題、解決できない問題をどうやって解決していくのかというときに、その方向性が、このプログラミングのものと共通していると思っているのですが、求める答えがないのではなくて、求める答えはあるのだと思うのですが、そこに行く道が分からない子どもが多いのではないかと思うので、そのようなところも含めて、自分が今やっているプロセスが違っても、違うやり方をすると、例えば遠回りをするとそこにたどり着けるなど、そのようなことを一緒に教えていただくと、例えば待てる子どもが育っていったり、ここで頑張ってみようと思えるようになるなど、色々なことにつながっていくと思います。

ですから、プログラムの研究発表を見させていただいたときに、校長先生ともお話をしたのですが、例えば中学校でも非常にたくさんの方に使えるのではないかということもあったので、そのようなことも含めて、今後、形にはめるというよりも、ここから波及して行って、パソコンでも、機械でもそうなのですが、色々なものをつくっていけると思っております。

自分がつくっていけるということが一番この学習で大切なのではないかと思っているので、そこを楽しいと思っていただくような方向で、ぜひ進めていただければ良いと思うので、よろしくお願いたします。

教育支援センター所長 この計画の後半には、ごみの始末と再利用、おいしいごはんのみそ汁の作り方というのをフローチャートで紹介しています。今、松澤委員のご指摘のところがまさにそうしたものに繋がっているのではないかと思います。

高野委員 狙いや用語など、分かりやすく書いていただいて、指導計画や実践事例が絞られて書かれていて、先生方も大変使いやすいのではないかと思います。

私も上板橋第四小学校、成増ヶ丘小学校の研究発表で実際の授業を見ていたのですが、これが大変分かりやすかったです。

今後、この2つの学校で授業の公開、あるいは模範授業のDVDなど、今後も先生たちが実際に授業を行っていくうえで、手助けになるようなものなどは考えられているのでしょうか。

教育支援センター所長 今後、ICT環境が変わっていけば、さらに授業の方法というのは変わっていく必要があると思っていますので、この2つの学校については、そうしたパイロットスクールとしての取組をさらに進めていただくという意味で、様々な形での情報発信、それから情報の提供に関する研究のようなところも進めていただきたいということをお願いしているところです。

教育長 現場の区内の小学校の実践と理論が生かされてつくり上げられたということが本当に素晴らしいと思っております。作品といたらおかしいのですが、計画になっていると思います。

このようなパイロット的な研究が板橋区の教育行政に生かされるということは、現場にとっても大変嬉しいことですし、1つの校内研究といいますか、研究奨励校も含めた1つのあり方であり、また、見直しでもあるということを非常に感じています。

読み解く力についても、恐らくそれぞれの研究は行われているのですが、校内研究が、研究発表をやるのだが、学校の中だけの研究で終わってしまう印象があるというところでは、このように板橋区の教育の方向性なり、施策にうまく取り組んでいくというような、そうした取組結果につながったということは非常に大きな足跡ではないかと思います。

もう1つ、心配なのが、保護者も含めた区民、あるいは子どもたちの中に、プログラミング教育が、英語と同じで、英語は教科になったけれど、プログラミングも、教科になるかのような誤解を招かれているというところもあるので、このようなものも活用しながら、これは保護者やPTAの方々も含めた周知ということにもなる、非常に貴重な資料になっていると思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育総務課長 青木委員からのご意見を代読させていただきます。

内容としては分かりやすく、参考になるように記載されていると思ひます。

そのような意見の中で、資料の25ページ、こちらのフローチャート記号の説明に開始と終了の記号がないこと、フローチャートの例に流れの矢印の方向が明示されていないことが気になりました。

また、できれば、フローチャートの記号で説明されている、繰り返しの開始と

終了の入った事例があるともっと良いと思います。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。

第6学年の電気の利用につきましては、教材として使う明るさセンサー、光センサーは、子どもたちも視覚的に明るい、暗いという判断ができるので原理のイメージができそうですが、人感センサーの原理は簡単にでも説明してあげないと、どの物理量を検知して反応するかが分からない児童が出てくると思います。

人感センサーが人や動物の体温を検知して動作するセンサーであることの説明などがあるともっと良いと思います。

○報告事項

6. 令和元年度板橋区青少年問題協議会（第二回全体会）及び提言書提出式の開催（報告）について

（地－1・地域教育力推進課）

教 育 長 それでは、報告6「令和元年度板橋区青少年問題協議会（第二回全体会）及び提言書提出式の開催（報告）について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 資料「地－1」をご覧ください。

平成30年9月に、平成30年、令和元年度の2年間の青少年問題協議会が発足して以来、専門部会を4回、全体会を3回、開催いたしまして、青少年が成長過程で直面する課題への対応方策についてを協議テーマにすえまして協議を重ねてまいりました。

今般、最終の全体会であります令和元年度の第二回全体会を、昨年12月20日に開催いたしまして、出席者、別紙1に記載しましたとおりの方々を迎えまして、提言書の案が確定したところでございます。

こちらを受けまして、令和2年2月21日に、提言書提出式ということで、区長に提出を済ませておりましたので、まず、そちらをご報告させていただきます。

その下に、別紙1を通り越しまして、別紙2に、提出いたしました提言書の概要をまとめてございます。

こちらでご説明をさせていただきます。

提言は、全3章で構成されております。

まず、第1章、今期の協議テーマについてと、第2章、国、都及び区における青少年施策の動向、記載のとおりのものお読みいただくと、青少年健全育成に関する施策の全体像が分かるようになっております。

資料のページを進んでいただきまして、第3章から始まるもの、こちら第3章が「青少年が成長過程で直面する課題への対応方策について」と題してございまして、協議会の協議結果をまとめた主要な内容の部分になってございます。

これは、第三者におきまして、青少年が社会的自立に向けた力を育むための3つの提言を記載しております。中身についての説明は省略させていただきます。

2ページにわたって、提言が、3まで記載しております。

今回の協議会では、青健、PTAはもちろん、NPOやフリースクールなども

含めて、各団体で実際に活動している方、都の職員や都立高校の校長先生にも参加していただきました。

それぞれの分野における活動内容、課題について、情報共有を図ることで、この協議会全体自体が年齢等で途切れることのない、継続した支援の第一歩として機能したと考えております。

また、協議を重ねる中で、既に不登校はキャリアプランの選択肢の1つであるという考え方や、柔軟な進路選択としての中途退学を考える必要もあるといった意見も出てまいりました。

そうした意見も踏まえつつ、最終的には子ども、若者が自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を果たすことが大切であるということを再確認し、教育における今後の大きな課題であると認識しております。

具体的な方策として今回いただいた中には、板橋区コミュニティ・スクールの推進であるとか、家庭教育支援チーム等の、現在、区で進めている事業に関する内容がございます。

これらを含めまして、提言の内容については十分に研究し、実践に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

最後、別紙3に提言書そのものを載せてございます。こちらも合わせてご覧になっていただければと思います。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 平成30年9月にスタートして、1年3カ月くらいになるのですが、色々な方のご意見が、先ほどのiCSのところでもお話しさせていただいたのですが、人がたくさんいれば、たくさんのご意見があるので、大変参考になりました。

その中で3点だけ、思ったことがあります。1つは、第1章のところにも書いてあったところなのですが、生きる力というところを中心に進めていただいていたような感じを受けます。

それは、不登校の問題もそうなのですが、高校中退について、その後の社会的自立についてというところで、段階的に小学校、中学校、高校と、そして社会人と、そこまで全部を考えていただいて、色々なご意見を聞けたということが非常に良かったのではないかと思います。

このようなものをつくっていただいて、色々な意見を集めて、問題解決を最終的にはどうしていくのかということになると思うのですが、本当にこのようなことをやることによって、横のつながりですとか、縦のつながりもできますので、どのような子どもたちがいて、どのような子どもたちにはどのような対応があって、それをどのように実際に対応していくのかということになると思うのですが、学校の先生方がおっしゃっていたのは、学校ではそれを未然に防ぐというような対策で、高校中退については、ほかの選択校も勧めて、別の高校に移るといった選択もあるよということを勧めていただくということもございます。

そして、もしも、いわゆるひきこもりになってしまったり、不登校になってし

まった子どもたちをどうやって外に出していくのか、居場所をどうするのかということを段階的にやっていかれたので、非常に良い部分があったのではないかと感じております。

そのほか、相談できない子どもたちをどうやっていくのかということも、先ほどもおっしゃっていましたが、フリースクールの方など、色々な立場の方に来ていただいたので、そのようなところにも関係がとれるようになったので、今回のことは非常に良かったのではないかと感じました。

この長い間、地域教育力推進課の方など、これをつくるときには、悩みながら、非常に難しい問題でしたので、そのような対応なども細かくやっていただいて、また、色々な問題が出たときは、このような形で、たくさんのご意見を聞きながら、まとめていって、板橋区の政策につなげていただけると非常に良いのではないかと感じました。

教 育 長 松澤委員には委員にも入っていただき、本当にありがとうございました。

○報告事項

7. 板橋区コミュニティ・スクールフラッグについて

(地－2・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告7「板橋区コミュニティ・スクールフラッグについて」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 資料「地－2」をご覧ください。

以前からもお話をさせていただいておりましたが、令和2年4月から、区立全小・中学校に板橋区コミュニティ・スクール制度が導入されます。こちらを対外的にもしっかりと、見える化をしたいということもありましたし、象徴的なものをとということで、フラッグを学校に掲示したいということで、そのデザインが決まりましたので、お知らせするものです。

決まりましたデザインは、別紙ということで付けてあります。こちら横の形のデザインのものであります。実際はカラーでできておりまして、通常の様々なところで使う、3色を使った配色となっております。

こちらA3サイズのフラッグになりまして、ターポリンといいますか、雨風にも強い、屋外にも耐えられる布製のもののでつくられます。

こちらを3月下旬までに各校に3枚配布して、4月から各校で掲示していただくということで、掲示場所については、各校でそれぞれ思うところ、目立つところとっておりますが、主なところとしては、校門、フェンス、内部でいうと昇降口、外からよく見える場所、または室内ということ想定しております。

4月以降、板橋区内の小・中学校でフラッグとして掲示されるという形になります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 非常には大事なことだと思います。こうしたことによって周知が図られるし、

何だろうと皆さんが思うことで、とても良い企画だと思います。ありがとうございました。

○報告事項

8. 令和元年度「読書についてのアンケート」集計結果について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告8「令和元年度「読書についてのアンケート」集計結果について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図-1」をご覧ください。

読書についてのアンケートは、毎年、実施しているものです。

資料の1ページ目をご覧ください。

集計は小学校、中学校に分けて実施しております。

2、アンケートの実施及び集計については、小学校については、中央図書館において実施、集計しております。また、中学校については中学校長会、教育研究会、国語科研究部の協力を得まして集計した集計結果を報告するものになります。

3月10日の当教育委員会、また、12日の定例校長会、さらに、今、調整しておりますが、4月の文教児童委員会においても報告する予定でございます。

アンケート結果の説明に移ります。

資料の2ページをご覧ください。

当アンケートは、子ども読書推進計画2020の成果指標となっております最新の不読率を把握するとともに、読書傾向等を把握するために実施するものでございます。

不読率には目標数値がございまして、小学校につきましては4.6%以下、中学生については7.4%以下をめざしております。

アンケートの実施内容については、ご覧のとおりとなっております。

実施校は、小学生、全校とはいかず、6校をサンプルとして実施したものでございます。

資料の8ページ、不読率の結果の部分になります。

前年、9月、10月の期間のうち、1カ月で全く読んでいなかったと回答した数値が不読率の数値となっております。

全体で、一番上、表の7.7%が今回の調査結果での小学生の不読率となっております。

昨年度が9.6%でしたので、2.1ポイント減じてはおりますが、目標値としておりました4.6%よりは上回っているという状況でございます。

全然読んでいないと回答した児童の内容について説明したいと思います。

資料の11ページをご覧ください。

こちらは、全然読まなかったのはなぜですかという質問に対して、回答を得たものを歴年で比較したページです。

特徴的なのが3番目、「読書は好きではないから・本を読みたくないから・つ

まらないから」という理由が過去になかった数値で大きく伸びています。特に、低学年で伸びているのが特徴と言えます。

今回の不読率の数値については、「全然読んでいない」の割合で、1、2年生が4%を超える数値が出されておりまして、過去の傾向では見られなかったことですので、低学年、1、2年生の本離れが見えているといったところが読み取れると思います。

続いて、資料の19ページをご覧ください。

図書室や図書館の利用について聞いたところの歴年比較なのですが、全く利用していないというところが少し減りまして、1、2回なら利用しているといったところが全ての学年において増えているといったところでは、図書館の利活用というのは、若干ながら増加が見えるというところは挙げられるかと思います。

資料の22ページをご覧ください。

こちらからは、今、口で説明したような中身を文章化したものを示しているものでございます。

また、資料の26ページをご覧ください。

昨年、当教育委員会におきまして、子ども読書計画の進捗報告をする中で、読書支援の活動、朝読書や学校図書館の活用など、具体的な活動と、このような数値がどのように関連しているかといったところを課題として議論されていたところでしたので、それを学校別に示しているものです。

学校名は伏せまして、AからFと6校について各校別に示しております。

朝読書も、図書館の利用も、定期的に各校実施されているのは、上の表のとおりとなっております。

また、学校独自の取組で、表彰したり、興味がありそうな書籍を集めてみるなど、様々な工夫が見られているのが分かりました。

資料の27ページをご覧ください。

Bの学校につきましては、不読率は4.1%となっております。目標値よりも下回る数値です。そのようなところの取組では、例えばクイズを交えて本を勧めたり、英語の絵本を紹介したり、特に独特な取組などが見られるところが特徴であると思われます。

続いて、中学生の報告についてご説明いたします。

資料の35ページをご覧ください。

中学生は、全中学生を対象にアンケートを実施した結果から集計されたものになっています。

中ほどの表にございます、不読率が示されております。

こちら昨年度が9.9%だったのに対して、7.3%と減っております。

過去の数値から比べて、大きく不読率が下がっている状況について、なかなか分析し切れないところもございますが、資料の次のページをご覧ください。

今回の集計結果の数字から拾ってみたところでは、(4)図書館の利用状況といったところの中で、学校図書館並びに、学校図書館以外の利用では地域図書館かと思われそうですが、このようなところの数値がこの不読率の減少と合わせて大き

く伸びているのを見てとれます。

ですので、そのような読書機会といったところを、学校図書館あるいは地域図書館などに求めている傾向も見られるのではないかと思います。

続いて、資料の37ページをご覧ください。

(6)に、あなたについてというところ、読書感想について聞いているところがございます。

図書館利用状況等と関連するところかと思いますが、ここで数字を伸ばしているのが、3番目にあります身近な人と図書館や書店に行くといったところ、また、その下、身近な人と本の話をする、このようなところが数字的には前々回と比べて伸ばしているところが見て取れます。

さらに2つ下、学級文庫を利用しているといったところが数字で見えているところでございます。

資料の最後の前、7ページで取組例などを文章化しているところがございます。

継続して実施していた活動を取組例として挙げるとともに、今お話ししたような学校図書館の利用上昇などによって不読率が引き下げられたというところが見てとれるかと思います。

高野委員 調査目的のところには不読率の改善というところがあるのですが、中学校の最後のページの「課題」というところに、この不読率、目標数値が9.2%と出ているのですが、小学校の最初の調査目的のところには、中学校は10.5%から3割減の7.4%と違う数字が書かれているのですが、これはどちらが正しいのでしょうか。

中央図書館長 中学生部門の報告にございますのは東京都の計画の数字でございますので、今回のアンケートの趣旨のところとは異なってございます。

ですので、板橋区の小学校の報告の冒頭にございます板橋区の子ども読書推進計画の目標値が正解でございますして、数値でいいますと7.4%以下となります。中学校、今年度、7.3%となっておりますので、いずれにおいても目標は達成できているといった形になります。

高野委員 全体として、小学校と中学校のこの集計結果を拝見して、小学校では各校で取り組んでいることが細かく書いて、先ほど中央図書館長からも説明があったのですが、その中で不読率や、学校図書館の利用率などの順位も付けて書いてくださったので、どのようなことが読書を推進していく中で効果があったのかということが非常に読み取れたと思いました。

小学校の方でも、高学年の不読率というのが高くなっていて、中学校の全体の不読率よりも高くなっているようです。

ですから、今後、小学校と中学校がつながるときに、中学校での取組というところを、小学校でも研究といいますか、知っていただくことも大切なのではないかと思います。

今回、中学校のこの調査の課題と取組例というところが小学校のところに比べて、あまり詳しく書かれていませんでした。昨年とほぼ同じ内容、数字だけが変わっていて、具体的な取組について書かれていなかったです。

実際、学校に行ってみると、中学校で朝読書を推進しているところなどは、学級に朝読書用の本を備えていたり、学級文庫のようなものがあったり、身近に本がすぐに手に取れるような環境づくりをしている学校なども何校か見かけたりしましたので、せっかくこのような調査をするのであれば、その調査の目的に沿って、中学校は、不読率が年々改善されてきていますので、どのような取組の効果があったのかということも、ぜひ、調査していただいて、小学校にもつなげていただけると良いのではないかと思います。

中央図書館長 中学生の取組は、小学生が中学生につながっていくという施策ともリンクしていると思いますので、取り組んできたいと思います。

教育総務課長 青木委員のご意見について代読させていただきます。

アンケート結果を各校ごとの取組について、興味深く拝見いたしました。例えば多読率の高い学校では、全国学力調査結果との相関性などはあるのでしょうか。

朝読書などの良い取組が学力向上に反映するデータが傾向だけでも捉えられたら、もっと推奨しやすくなると思います。

中央図書館長 多読率の指摘でございます。不読率からの分析をしていましたが、多読率が増えているという状況もございます。

資料の27ページのBの学校、29ページのDの学校においては、不読率の低さと多読率の高さがリンクしている学校でもございます。そのようなところと学力調査等の関係があるのか等は、教育委員会事務局の中でも共有できればと思っております。

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 0時 19分 閉会